

2010年5月19日



文化庁

長官 玉井 日出夫 殿

社団法人 日本建築学会関東支部  
支部長(理事) 新宮 清



## 都市内における文化財保護制度の充実に対する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会の活動につきましてはご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の文化財保護制度では、1996年の文化財登録制度の導入以降、身近な歴史的建造物を市民共通の財産である文化財と位置づけ、それを市民生活の中で有効に保存・活用していくことが推奨されてきました。また近年、都心部においては国指定の重要文化財建造物の保存改修工事に際し、自治体が建物の歴史的価値の保存と経済活動の両立を視野に入れて「容積率制限の緩和」などの運用基準を適用した事例も徐々に現れるようになってきています。

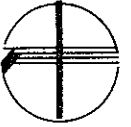
一方で、都市部の歴史的建造物としては、こうした都心の公共的な建物の他に、近年では各都道府県から「近代和風建築」の調査報告書が刊行されるなど、大正・昭和初期に建設された伝統的な木造建築についてもその歴史的価値が注目され始めています。これらの中には既に自治体または国の指定文化財として、現行の文化財保護制度の対象となっているものもあります。これらの建物の多くは、創建時には良好な周辺環境と一体でその価値が保たれていたものの、現在はさまざまな理由から周辺環境の急激な変化に晒され、文化財としての価値を損ないかねない状況に置かれているものも少なくありません。

現在、社団法人日本建築学会関東支部といたしましては、特に東京都区部の近年の状況を念頭に、以下の2点について特に早急な対応をご検討願いたいと考えております。

### 1) 文化財保護法におけるバッファゾーンの必要性

現行の文化財保護法では、国指定文化財建造物の保護に際して周辺環境の保全も重視するバッファゾーンの考え方は導入されていません。一方、東京都では都景観条例の32-34条において、都選定の歴史的建造物を周辺環境と一体的に捉えて保護の対象とする「歴史的景観」という考え方が示されています。こうしたバッファゾーンを重視する考え方は、世界遺産の登録審査でも重視されており、国の文化財保護制度にも早急に導入することが望まれます。

### 2) 文化財建造物の景観上の位置づけに対する国と地方自治体並びに関係省庁や関連する各機関



#### の連携要請

東京都の景観条例では、都選定の歴史的建造物を含む周辺の良い景観を「歴史的景観」と定め、また特にその形成に重大な影響を与えるものについては「特に景観上重要な歴史的建造物等」とするなど、歴史的建造物を周囲に良い景観をもたらす核と位置づけて重視しています。こうした景観上の核となる歴史的建造物には、都や区、国の指定文化財および登録文化財など、多様なタイプの文化財建造物があると考えられます。いずれのケースにおいても、文化財建造物とその周辺領域は、それぞれの地域において住民に親しまれる良い景観を形成していることが多く、よってこうした文化財建造物の景観上の位置づけについては、今後は国と地方自治体、並びに関係省庁や関連する諸機関との間でより一層の連携を図っていただき、建物およびその周辺環境の維持が十分に行われるようにしていただきたいと考えております。

以上のような新たな状況に対応すべく、貴殿におかれましては文化財保護制度のより一層の充実にお取り組み下さいますよう、ここにお願い申し上げます。なお、日本建築学会関東支部といたしましては、本件の実現に関してできる限りのご協力をさせていただき所存であることを申し添えます。

敬具

2010年5月21日



東京都

知事 石原 慎太郎 殿

社団法人 日本建築学会関東支部  
支部長（理事） 新 宮 清



## 都市内における文化財保護制度の充実に対する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会の活動につきましてはご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の文化財保護制度では、1996年の文化財登録制度の導入以降、身近な歴史的建造物を市民共通の財産である文化財と位置づけ、それを市民生活の中で有効に保存・活用していくことが推奨されてきました。また近年、都心部においては国指定の重要文化財建造物の保存改修工事に際し、自治体が建物の歴史的価値の保存と経済活動の両立を視野に入れて「容積率制限の緩和」などの運用基準を適用した事例も徐々に現れるようになってきています。

一方で、都市部の歴史的建造物としては、こうした都心の公共的な建物の他に、近年では各都道府県から「近代和風建築」の調査報告書が刊行されるなど、大正・昭和初期に建設された伝統的な木造建築についてもその歴史的価値が注目され始めています。これらの中には既に自治体または国の指定文化財として、現行の文化財保護制度の対象となっているものもあります。これらの建物の多くは、創建時には良好な周辺環境と一体でその価値が保たれていたものの、現在はさまざまな理由から周辺環境の急激な変化に晒され、文化財としての価値を損ないかねない状況に置かれているものも少なくありません。

現在、社団法人日本建築学会関東支部といたしましては、特に東京都区部の近年の状況を念頭に、以下の2点について特に早急な対応をご検討願いたいと考えております。

### 1) 文化財保護法におけるバッファゾーンの必要性

現行の文化財保護法では、国指定文化財建造物の保護に際して周辺環境の保全も重視するバッファゾーンの考え方は導入されていません。一方、東京都では都景観条例の32～34条において、都選定の歴史的建造物を周辺環境と一体的に捉えて保護の対象とする「歴史的景観」という考え方が示されています。こうしたバッファゾーンを重視する考え方は、世界遺産の登録審査でも重視されており、国の文化財保護制度にも早急に導入することが望まれます。

### 2) 文化財建造物の景観上の位置づけに対する国と地方自治体並びに関係省庁や関連する各機関



#### の連携要請

東京都の景観条例では、都選定の歴史的建造物を含む周辺の良い景観を「歴史的景観」と定め、また特にその形成に重大な影響を与えるものについては「特に景観上重要な歴史的建造物等」とするなど、歴史的建造物を周囲に良い景観をもたらす核と位置づけて重視しています。こうした景観上の核となる歴史的建造物には、都や区、国の指定文化財および登録文化財など、多様なタイプの文化財建造物があると考えられます。いずれのケースにおいても、文化財建造物とその周辺領域は、それぞれの地域において住民に親しまれる良い景観を形成していることが多く、よってこうした文化財建造物の景観上の位置づけについては、今後は国と地方自治体、並びに関係省庁や関連する諸機関との間でより一層の連携を図っていただき、建物およびその周辺環境の維持が十分に行われるようにしていただきたいと考えております。

以上のような新たな状況に対応すべく、貴殿におかれましては文化財保護制度のより一層の充実にお取り組み下さいますよう、ここにお願い申し上げます。なお、日本建築学会関東支部といたしましては、本件の実現に関してできる限りのご協力をさせていただく所存であることを申し添えます。

敬具

2010年5月21日



東京都教育委員会  
教育長 大原 正行 殿

社団法人 日本建築学会関東支部  
支部長（理事） 新宮 清



## 都市内における文化財保護制度の充実に対する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会の活動につきましてはご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の文化財保護制度では、1996年の文化財登録制度の導入以降、身近な歴史的建造物を市民共通の財産である文化財と位置づけ、それを市民生活の中で有効に保存・活用していくことが推奨されてきました。また近年、都心部においては国指定の重要文化財建造物の保存改修工事に際し、自治体が建物の歴史的価値の保存と経済活動の両立を視野に入れて「容積率制限の緩和」などの運用基準を適用した事例も徐々に現れるようになってきています。

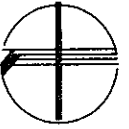
一方で、都市部の歴史的建造物としては、こうした都心の公共的な建物の他に、近年では各都道府県から「近代和風建築」の調査報告書が刊行されるなど、大正・昭和初期に建設された伝統的な木造建築についてもその歴史的価値が注目され始めています。これらの中には既に自治体または国の指定文化財として、現行の文化財保護制度の対象となっているものもあります。これらの建物の多くは、創建時には良好な周辺環境と一体でその価値が保たれていたものの、現在はさまざまな理由から周辺環境の急激な変化に晒され、文化財としての価値を損ないかねない状況に置かれているものも少なくありません。

現在、社団法人日本建築学会関東支部といたしましては、特に東京都区部の近年の状況を念頭に、以下の2点について特に早急な対応をご検討願いたいと考えております。

### 1) 文化財保護法におけるバッファゾーンの必要性

現行の文化財保護法では、国指定文化財建造物の保護に際して周辺環境の保全も重視するバッファゾーンの考え方は導入されていません。一方、東京都では都景観条例の32～34条において、都選定の歴史的建造物を周辺環境と一体的に捉えて保護の対象とする「歴史的景観」という考え方が示されています。こうしたバッファゾーンを重視する考え方は、世界遺産の登録審査でも重視されており、国の文化財保護制度にも早急に導入することが望まれます。

### 2) 文化財建造物の景観上の位置づけに対する国と地方自治体並びに関係省庁や関連する各機関



#### の連携要請

東京都の景観条例では、都選定の歴史的建造物を含む周辺の良い景観を「歴史的景観」と定め、また特にその形成に重大な影響を与えるものについては「特に景観上重要な歴史的建造物等」とするなど、歴史的建造物を周囲に良い景観をもたらす核と位置づけて重視しています。こうした景観上の核となる歴史的建造物には、都や区、国の指定文化財および登録文化財など、多様なタイプの文化財建造物があると考えられます。いずれのケースにおいても、文化財建造物とその周辺領域は、それぞれの地域において住民に親しまれる良い景観を形成していることが多く、よってこうした文化財建造物の景観上の位置づけについては、今後は国と地方自治体、並びに関係省庁や関連する諸機関との間でより一層の連携を図っていただき、建物およびその周辺環境の維持が十分に行われるようにしていただきたいと思います。

以上のような新たな状況に対応すべく、貴殿におかれましては文化財保護制度のより一層の充実にお取り組み下さいますよう、ここにお願い申し上げます。なお、日本建築学会関東支部といたしましては、本件の実現に関してできる限りのご協力をさせていただく所存であることを申し添えます。

敬具